

中経論壇

経営支援NPOクラブ
嶋津 洋二



人々が思い、筆者も何の疑いもなくそう信じていた。ところが、実際は連合国総司令部GHQが、戦前・戦中にも勝る強烈な検閲を行っていたのである。これは、言論の自由を保障したポツダム宣言第10条、日本国憲法第21条に明らかに違反している。その内容

今年の2月、高市早苗総務相が、国会で放送法第4条に係わる答弁を行ったが、その発言内容に対して、色々な議論がなされたことは記憶に新しい。この発言のあと、「報道の自由」について興味があったので、江藤淳の著作などで調べてみた。

戦前・戦中は、軍や内務省による報道に対する検閲があり、その自由は制限されたものであったが、戦後は、完全に自由となったと世の多くの

知られざる戦後の言論統制

「報道の自由」について

・極東軍事裁判へだったので、大損害となった。それが怖くて新聞社はGHQの気に入るように自主規制、イギリス、支那、朝鮮人に対する批判
・占領軍兵士と日本人女性が性的交渉を持つていることへの言及である。
戦前・戦中の新聞
・雑誌の検閲は、××や〇〇を用いて修正したので、検閲したことが判ったが、GHQの言論統制は、そもそも検閲があったことを知られてはならないので、文章を作り直すか、他の同量の記事で埋めなければならなかった。従って新聞社にとっては大変な負担となり、しかも新聞用紙も当時は貴重

高給で雇われた5000人の日本人が生活のためにこの検閲に従事したが、英語に堪能なこれら高学歴の人々の多くは、のちに革新自治体首長、大学教授、ジャーナリスト、雑誌の編集長、大会社の社長などとなった。そして、同じDNAを持った彼らの弟子たちが、現在も自覚まじく活躍して言論空間を覆っている。

高市総務相の発言には、こんな歴史的背景が関係しているのかも知れない。「報道の自由」と一言で言ってしまう簡単ではあるが、われわれの知らない事実が隠されていることもあると感じた次第である。